

第1次中期事業計画(平成18年度～平成20年度)

平成18年5月

沖縄県信用保証協会

沖縄県信用保証協会は、公的な「保証機関」として、中小企業者の資金調達の円滑化を図り、中小企業者の健全な育成と地域経済の発展に貢献します。平成18年度から20年度までの3カ年間の中期事業計画における業務運営の基本方針として、以下に掲げる事項に取り組んで参ります。

1. 経営支援・再生支援体制の整備、強化

経営支援・再生支援への取組みのため、中小企業者が気軽に相談できる「相談窓口」、「再生支援専門チーム」を設置します。

相談窓口では、経営改善計画や事業再生プランの作成助言、ビジネスマッチングや財務管理アドバイス等、中小企業者の経営支援・再生支援を目指し、適切なアドバイス等を行い、再生支援専門チームにおいては、その具体的再生計画案件の審査等を行います。

2. 保証制度の多様化・柔軟化への対応

不動産担保に依存しない資金調達方法として創設された、売掛債権担保融資保証制度の更なる推進を図ります。

また、第三者保証人に依存しない保証を引き続き推進し、資格要件等の大幅緩和により利用範囲が拡大した特定社債保証制度についても、資金調達の多様化を図る観点から、積極的な推進を図ります。

この他、協会独自の保証制度である新1000(シンセン)保証や原則として担保に依存せず、スコアリングの活用で効果的で迅速な保証を実現するよう改善された当座貸越根保証、事業者カードローン根保証等の推進に努めます。

3. 政策保証の推進

業況の悪化している業種に属する中小企業や自然災害によって大きな打撃を受けている中小企業者に対しては、セーフティネット保証により積極的かつ弾力的な取組みを行い、資金調達へ向けたきめ細かな迅速な対応、親身な相談を行います。

また、沖縄県・市町村と連携して制度融資に積極的に取り組みます。

4. 利便性の向上に向けた努力

MSS(CRDの経営診断システム)を導入するとともに、金融機関との情報の共有化を推進し、審査の効率化・迅速化を図ります。

また、電子申請による事前相談制度についても、積極的に検討いたします。

5. リスク考慮型保証料率体系及び金融機関との適切な責任分担制度の導入に伴う影響把握

平成18年4月のリスク考慮型保証料率体系及び今後予定されている金融機関との適切な責任分担制度の導入による中小企業者及び金融機関に対する影響等について実態把握に努めます。

6. 期中管理の充実・強化

中小企業者の現状を的確に把握し、実情に応じた条件変更の一層の弾力化とともに資金繰り円滑化借換保証を活用し、返済負担の軽減を図ります。

また、必要に応じ経営支援または再生支援を行うなど、中小企業者の経営の安定に努めます。

7. 回収の合理化・効率化

期中管理部門との連携強化による代位弁済案件に対する早期回収の着手、回収目標額の設定及び目標管理の徹底、サービスの活用等、回収業務の合理化・効率化を図り、回収の強化に努めます。

8. 制度改革に係るシステム対応等

信用補完制度の円滑な実施のため、電算システムの共同化を推進するとともに、公的な保証機関としてコンプライアンス態勢のさらなる充実・強化に努めます。